

スターティアレイズ 再販ソフトウェア使用許諾約款

第1条（本約款の目的）

1. 「スターティアレイズ 再販ソフトウェア使用許諾約款」（以下「本約款」といいます。）は、スターティアレイズ株式会社（以下「当社」といいます。）が第三者（以下「ベンダ」といいます。）から卸役務の提供を受けてお申込者に再販売するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）に適用されます。
2. 本約款が適用される本ソフトウェアは、次の各号のとおりとします。
 - (1) RECERQA Scan

第2条（約款の変更）

1. 当社は、当社のホームページにおいて1か月以上前に告知することで、本約款を変更することができます。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本約款を変更することができます。
2. お申込者が本約款の変更に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用することができません。
3. お申込者が、本約款の変更又は本ソフトウェアの料金の改定に同意しないときは、第1項に定める告知期間内に当社に通知することで、本約款にもとづくお申込者と当社間の契約（以下「本契約」といいます。）を解除することができます。本項に基づく解除の効果は、将来に向かってのみ生じ、過去に遡及しません。

第3条（本契約の申込及び成立）

1. お申込者は、以下の各号のうち当社が定める方法で本契約を申し込みます。
 - (1) 当社所定の本ソフトウェアの申込書に必要事項を記入して、電子契約システムを利用して契約を締結する方法
 - (2) 当社所定の本ソフトウェアの申込書に必要事項を記入して、記名捺印のうえ当社に提出する方法
 - (3) 当社所定のウェブサイト設置された申込フォームに必要事項を入力して、当社に送信する方法
 - (4) 当社の正規販売店を通じて申し込む方法
2. 当社は、受注審査の結果、お申込者からの申込みをお受けできないことがあります。
3. 当社がお申込者からの申込みを承諾したことをもって、本契約の成立とします。

第4条（ベンダ約款の適用）

本ソフトウェアには、下表のとおりベンダが定める約款（以下「ベンダ約款」といいます。）が適用されます。お申込者は、本約款の他ベンダ約款に同意し、これを遵守しな

ければなりません。

本ソフトウェア	適用されるベンダ約款
RECERQA Scan	RECERQA シリーズ利用規約 URL : https://recerqa.com/services/scan/terms

第5条（著作権等の帰属）

1. 本ソフトウェアの著作権（著作権第27条及び第28条に規定される権利を含みます。）及びその他の知的財産権は、ベンダに帰属します。本契約の締結によって、これらの権利がお申込者へ移転するものではありません。
2. 当社は、お申込者に対して本契約の履行のために必要な権利をベンダから付与されていることを保証します。

第6条（使用許諾）

1. 当社と本契約を締結したお申込者は、本約款及びベンダ約款をよく読んで同意したうえで、本ソフトウェアを使用することができます。
2. お申込者が本約款及びベンダ約款に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用することができません。

第7条（支払い）

1. お申込者は、当社が定める本ソフトウェアの利用料金を、当社が指定する方法で支払います。利用料金の支払手数料等はお申込者の負担とします。
2. 本ソフトウェアの利用料金が月額で課金される場合、月の途中で本契約が開始又は終了した場合においても、利用料金は日割計算とせず、満額課金されます。ただし、当社が見積書において日割計算する旨記載していた場合は、見積書の記載に従います。
3. 本ソフトウェアの利用料金が年額で課金される場合、年の途中で本契約が開始又は終了した場合においても、利用料金は月割計算とせず、満額課金されます。ただし、当社が見積書において月割計算する旨記載していた場合は、見積書の記載に従います。
4. 前三項の規定は、お申込者が当社の販売店を通じて本ソフトウェアの使用許諾契約を締結したときには適用されません。お申込者は、本ソフトウェアの利用料金を販売店に支払います。
5. 当社は、ベンダの卸売価格の改定、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、本ソフトウェアの機能の追加・改善又は競合他社の動向の変化等があったときは、1か月以上前に告知することで、本ソフトウェアの利用料金を改定することができます。

第8条（禁止事項）

1. お申込者は、次の各号を行うことができません。
 - (1) 法令に違反すること。
 - (2) 本ソフトウェアの一部、若しくは全部の修正、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルを行うこと、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
 - (3) 本ソフトウェアの模倣品、又はデッドコピー等を制作、売買、譲渡、貸与、保有又は使用すること。
 - (4) 本ソフトウェアの製品表示、著作権表示若しくはその他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除ないし改変すること。
 - (5) 本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権が、あたかもベンダ以外の者に帰属するかのような表示をすることによって、第三者に誤認させること。
 - (6) 本ソフトウェアのソースコード、オブジェクトコード、モジュール、ルーチン、サブルーチン、システム設計書及びその他の非公開の技術情報を開示又は漏洩すること。
 - (7) 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用すること。
 - (8) 当社、ベンダ又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること。
 - (9) 当社、ベンダ又は本ソフトウェアと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること。
 - (10) 本ソフトウェアのネットワーク、通信回線又はシステム等に著しい負荷を与える可能性がある行為、本ソフトウェアの安定稼働を妨げる可能性がある行為を行うこと。
 - (11) ベンダが定める禁止事項
2. お申込者が前項各号のいずれかに違反したとき、又は違反している可能性が高いと判断される合理的な理由があるときは、当社は、お申込者への催告なしに、直ちに、本契約の履行の全部又は一部を中止することができます。お申込者は、このことについて異議を申し立てないものとします。

第9条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. 申込者は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」（以下「カスハラ基本方針」といいます。）（URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html）に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならないものとします。
2. 申込者が、前項の規定に違反した場合、当社はカスハラ基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社は申込者に対する債務不履行責任を負いません。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等

の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第 10 条（契約不適合責任）

お申込者が、本ソフトウェアの種類又は数量に関して、本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見したときは、当社に対し、直ちに書面で通知します。

本ソフトウェアの品質に関する契約不適合については、ベンダ約款に定める範囲内でベンダが対応します。当社は、本ソフトウェアの品質に関し契約不適合責任を一切負いません。

第 11 条（再委託）

1. 当社は本契約の履行の全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。
2. 当社は本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すとともに、本契約の履行に関する再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負います。

第 12 条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者は、当社の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは引き受けさせ、又は担保に供することができません。

第 13 条（通知）

1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出します。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所
 - (3) 電子メールアドレス
 - (4) 電話番号
 - (5) 合併、会社分割、減資、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡
2. 当社が、お申込者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。

第 14 条（免責）

1. お申込者は、本ソフトウェアに起因する損害を被った場合、ベンダに対して当該損害の賠償又は補償を求めるものとし、当社に対して損害の賠償又は補償を求めることはできません。
2. 当社は、本ソフトウェアに関し、当社の責任として本約款に明示的に定める事項に限り、お申込者に対し責任を負うものとします。
3. 前項の規定及び本約款のその他の定めにかかわらず、当社は、ベンダ約款においてベンダが責任を負わないとしている事項については、一切責任を負わないものとします。

第 15 条（損害賠償）

1. 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償は、自らの責めに基づく事由によって相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られます。当社及びお申込者は、本契約に付随若しくは関連して生じる逸失利益、間接的若しくは特別な事情による損失及び損害について、一切責任を負いません。
2. 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額の上限は、次の各号に定めるとおりとします。ただし、お申込者の損害に関連して当社がベンダから補償を受領した場合は、当該補償額の総額を原資として損害を被ったお申込者の契約金額に応じて案分して算出された金額又は次の各号に定める金額のうちいずれか高い方の金額を、損害賠償額の上限とします。
 - (1) 本ソフトウェアの利用料金が月額で課金される場合：損害賠償額の上限は、本ソフトウェアの月額費用相当額とします。
 - (2) 本ソフトウェアの料金が年額で課金される場合：損害賠償額の上限は、本ソフトウェアの年額費用の 12 分の 1 相当額とします。
3. 前二項の規定にかかわらず、お申込者が、当社又はベンダの知的財産権を侵害したとき、第 8 条（禁止事項）に違反したとき、又はお申込者によるその他の重大な契約違反があったときは、お申込者は、当社に対して相当因果関係の範囲で損害賠償責任を負います。
4. 当社の販売店である当社の関係会社（以下「本関係会社」といいます。）とお申込者間の本ソフトウェアの使用許諾契約に関連して発生した損害については、当社及び本関係会社が連帯して本約款に規定される範囲で損害賠償責任を負います。
5. 本契約に関して、当社及び本関係会社がお申込者に対して負担する損害賠償責任は、本条に定めるものが全てであり、お申込者は、本条に定める範囲を超えて当社及び本関係会社に対して損害賠償請求をすることができません。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. お申込者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくな

った時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

- ① 反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- ② 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(4) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、実質的に経営を支配する者をいう。）、親会社・子会社が前三号のいずれにも該当しないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

- ① 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ④ その他前①ないし③に準ずる行為

- 2. お申込者又は当社の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができます。
- 3. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。
- 4. 第2項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求をすることができません。

第17条（契約解除及び期限の利益喪失）

- 1. お申込者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をすることなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本ソフトウェアの使用許諾を一時停止することができます。
 - (1) 本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を2週間以上経過しても支払わないとき。
 - (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき。
 - (3) 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき
 - (5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき。
- (6) 第8条（禁止事項）又は第16条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。

- (7) 重大な過失又は、背信行為があったとき。
2. お申込者又は当社が相当の期間を定めて催告した後も、相手方の契約違反状態が是正されない場合は、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
 3. 第1項各号のいずれか又は前項に該当した者は、当然に期限の利益を喪失します。
 4. お申込者が本契約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員の返金を受けることができません。

第18条（契約期間）

本契約の満了日は、本契約の申込書又は申込フォームにおいてお申込者が選択した期間とします。ただし、お申込者が、本契約の満了日の1か月以上前に本契約を継続しない旨を通知しない限り、本契約は同一条件で同一期間延長されるものとし、以降も同様とします。

第19条（当社による解約）

当社は、3か月以上前にお申込者に通知することで、本契約を解約することができます。

第20条（お申込者による中途解約）

1. お申込者が、本契約の解約を希望する場合、当社所定の解約申込書を当社に提出します。
お申込者と当社は、協議の上、本契約の解約日を決定します。
2. 本ソフトウェアの利用料金が年額で課金される場合、お申込者が本契約開始後に解約したときであって、当社に年額費用を前払済みのときは、当社はこれを返金する義務を負いません。お申込者が当社に年額費用を支払っていないときは、お申込者は年額費用の全額を一括で直ちに支払うものとし、また、解約の原因が当社の故意又は過失による場合、又は当社が第17条第1項各号又は第2項に該当したことによりお申込者が本契約を解除した場合はこの限りではありません。
3. お申込者が、本契約の満了日より前に本契約を中途解約をする場合、ベンダ約款において解約違約金の定めがあるときは、当該解約違約金を当社に支払います。

第21条（不可抗力）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとし、また、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をします。

第 22 条（残存条項）

本契約の終了後も、第 5 条（著作権等の帰属）、第 8 条（禁止事項）、第 10 条（契約不適合責任）、第 12 条（権利義務の譲渡禁止）、第 14 条（免責）、第 15 条（損害賠償）、本条、第 23 条（準拠法及び管轄合意）及び第 24 条（協議事項）の条項は、引き続き有効とします。

第 23 条（準拠法及び管轄合意）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約は日本法によって解釈されます。
2. お申込者及び当社は、本契約に関して生じた一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 24 条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、双方誠意をもって協議し決定します。

以上

スターティアレイズ株式会社

2025 年 9 月 10 日制定